

第3期消費者教育推進会議における審議の概要等及び
今後の消費者教育推進会議における検討課題について（案）

令和元年7月26日
消費者庁

消費者教育推進会議（以下「推進会議」という。）の第19回推進会議（平成29年8月30日開催）において、第3期における検討事項は以下のとおりとする旨の議決がなされた。

1. 今期推進会議での検討事項（当面の課題）

今期の推進会議では、基本方針の見直し案についての審議を行うとともに、社会情勢の変化等に対応した課題として、成年年齢引下げに向けた対応等としての若年者への消費者教育の充実についての議論、等を行う。

（1）基本方針の見直し案についての議論

第二期推進会議で取りまとめた基本方針の見直しに向けた論点整理を踏まえ、基本方針の見直し案について議論を行う。

（2）若年者への消費者教育（成年年齢引下げに向けた対応等）の充実

成年年齢が引下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応が急務であること等を踏まえ、若年者への効果的な消費者教育の方策として、教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修の推進、中学校・小学校の教材の検討、大学生に対する消費者教育の検討等について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した議論を行う。

（3）その他

基本方針の「今後検討すべき課題」及び取りまとめ等で指摘された「今後の課題」等について議論を行う。

第19回推進会議 資料3（抜粋）

また、今期の運営に当たっては、推進会議の下に、推進会議委員のうちから推進会議会長が指名した5名程度を構成員とする分科会を設置し、個別の課

題について機動的に議論し具体的な提言等を行うこととされた。

上記方針の下で約2年間にわたって実施した審議等の概要と、審議を踏まえた国による取組の状況、また、これらを踏まえた今後の推進会議における検討事項について、以下のとおり示す。

1. 消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更

消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定。以下「基本方針」という。）の策定から5年が経過することから、国において、その変更について、消費生活を取り巻く環境の変化と施策の実施の状況を踏まえ、検討を行い、第20回推進会議（平成29年10月2日開催）及び第21回推進会議（平成29年11月27日開催）において、委員からの意見を聴取した。

その結果、第22回推進会議（平成30年2月28日開催）においては、国が作成した変更案について、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「推進法」という。）の趣旨に鑑み妥当であるとの回答が得られた¹。

2. 当面の重点事項についての分科会における審議・提言

上記の基本方針の変更に当たっては、消費生活を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて重点的に取り組むことが求められる喫緊の具体的な課題として、以下の3点を「当面の重点事項」として示された。

1. 若年者への消費者教育
2. 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進
3. 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

平成30年3月20日に、基本方針について変更の閣議決定を行った後、第23回推進会議（平成30年7月9日開催）において、これらの重点事項の実現に向けた方策等を検討するため、分科会を設け審議を行い、その結果を推進会議の場で報告することとする旨の議決が行われた²。

（1）若年者の消費者教育分科会

¹ なお、同会議においては、事務局である消費者庁から、推進法の施行状況について報告を行い、委員による意見交換が行われ、推進法の附則第2項に定める「所要の措置」として推進法を改正する必要はない旨の意見が取りまとめられた。加えて、上記意見にも留意した上で、変更後の基本方針に基づき着実に施策を実施されたい旨の意見が提示された。

² 「若年者の消費者教育分科会」については、第3期推進会議の発足当時、既に、国において成年年齢の引下げに向けた議論が進められており、若年者への消費者教育の充実は急務であったことを踏まえ、第19回推進会議において、その設置が議決されている。

平成 29 年 8 月、推進会議の下に、若年者への消費者教育について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した検討を行うことを目的に設けられた。

【議題 1 教員の指導力向上について】

同分科会立上げ当時、成年年齢の引下げに向けた議論が進められていたことを踏まえ、学校における教員の資質向上のための、教員養成及び教員研修等における消費者教育の推進について検討を行い、平成 30 年 6 月に取りまとめが行われた。

取りまとめにおいては、教員の指導力向上のための提言と具体的方策が示されている³。さらに、後述する「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成 30 年 2 月 20 日 若年者への消費者教育の推進に関する 4 省庁関係局長連絡会議決定）についても、同年 7 月 12 日に今後国として推進すべき具体的な取組を盛り込んだ改訂を行い、関係省庁で緊密に連携して推進に取り組んでいるところである。

【議題 2 消費者教育教材の在り方について】

この取りまとめの後、同分科会において、次の議題に係る意見交換を行ったところ、地方公共団体で広く作成された消費者教育教材について現状を把握し、どのような教材が使いやすいのか等、教材についての検討を行うべきとの意見があり、第 23 回推進会議において、地方公共団体作成の教材に係る検討を行うことが議決された。

その後、平成 30 年 9 月から、上記議題を議論する分科会を開始し、議論を重ねる中で、今後の教材の在り方や消費者庁による消費者教育の体制整備についても議論が広がりを見せたことから、最終的に、「消費者教育教材の在り方」を議題に掲げ、令和元年 7 月に取りまとめが行われた。

取りまとめにおいては、消費者教育教材の提供方法及び効果的な周知に係る今後の方向性等についての提言が示されている。具体的には以下のとおりである⁴。

- ① 学校現場において、広く活用を促すため、伝えたいことを凝縮

³ 提言は、教員による消費者教育の指導力向上のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に係るものであり、具体的には、教職課程における消費者教育の内容の充実（提言 1）、有機的に連携した継続的な体制の構築並びに講座開設数の増加及び内容の充実（提言 2）、外部人材等の活用及び育成（提言 3）を内容とする。

⁴ 詳細は、「若年者の消費者教育分科会取りまとめ（消費者教育教材の在り方）」（令和元年 7 月 若年者の消費者教育分科会）参照。

した単ページの教材やプレゼンテーション用ソフトを活用した教材を開発していくべきである。

- ② 消費者庁が運営する消費者教育ポータルサイトについて、消費者教育の実践例の収集と発信及び消費者教育問題等の解説や消費者教育の素材となる情報発信、利用者目線に立ったウェブサイトの構成に留意しながら、同サイトを全面的に見直すべきである。

(2) 地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会

第24回推進会議（平成31年1月21日）における議決により、基本方針に掲げた「当面の重点事項」の一つである、消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進に関し、その実現に向けた検討を行うことを目的に設けられた。

同分科会の第1回会議（平成31年2月28日）において、体系的な消費者教育の実現に向けては、基本方針にも示されているとおりあらゆる方向性からの複層的な取組が必要であることから、まずは消費者教育コーディネーターの育成・配置を課題として取り上げ、先行的に審議を行うこととし、令和元年7月までに4回開催した上で取りまとめが行われた。

取りまとめにおいては、地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に向けて国として取り組むべき事項についての提言や、今後の消費者教育コーディネーターの活用の在り方が示されている⁵。また、地域における体系的な消費者教育の推進という最終目標に向け、消費生活センターの拠点化や、消費者教育推進計画と消費者教育推進地域協議会の実効性確保等の課題について、引き続き、推進会議において検討を行うこととする旨も示されている。

(3) 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

検討議題については、プラットフォームビジネス、電子商取引、ビッグデータなど消費者の日常生活に広く浸透している状況の中で、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう、その自立を支援する教育をいかに推進するかということであったが、新しい分野であることを勘案すると、日々変化する社会情勢、他の施策の策定状況、内容等についての情報を収集すること、幅広く知見を有する者の協力を得ながら進めることが有益と考えられることから、第3期推進会議では取り扱わないこととして

⁵ 地方公共団体の行政職員（消費者教育担当）に対する「コーディネート機能強化」の支援や、消費者教育コーディネーター会議の開催、消費者教育コーディネーターによるコーディネート機能発揮に当たり必要な環境・条件の整備など。

いる。

3. その他

第3期推進会議において聴取した、成年年齢引下げを見据えた若年者への消費者教育の充実に関する意見や、基本方針に「若年者への消費者教育」を当面の重点事項として盛り込む方向で議論が行われていたことも踏まえ、国は、平成30年2月20日、関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁）の関係局長で構成する「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を立ち上げ、関係省庁が緊密に連携して推進すべき取組について、「消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定した。

その後、アクションプログラムにおいて定めた3年間の集中強化期間の初年度に当たる平成30年度の施策の進捗状況について、令和元年6月14日に関係局長による申合せを行い、同月17日に公表をしている。

今後も、国は、必要に応じて推進会議の意見を聴きつつ、アクションプログラムの着実な実施を確保することとする。

4. 次期推進会議における課題

第3期推進会議では、これまで述べてきたように、基本方針において当面の重点事項とされた議題について議論してきた。

第4期においても引き続き当面の重点事項について議論をすることとし、以下の課題について検討を進める。

① 若年者の消費者教育

消費者教育ポータルサイトの全面的な見直しについての提言がなされた。これを踏まえ、多様な教材の具体的な活用例や、外部講師による出前講座の活用例等の実践例に係る情報発信の在り方等を検討した上で、消費者教育ポータルサイトの全面的な見直しによる、実践例の情報発信の強化等の具体的な方策について検討し作業をすることとしたい。

② 消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育の推進

地方公共団体におけるコーディネート機能の強化に向けて国として取り組むべき事項についての提言等を行ったことから、消費者教育推進計画の策定及びPDCAサイクルの確立並びに消費者教育推進地域協議会の実効性確保等を、引き続き分科会において検討することとしたい。

③ 高度情報通信ネットワーク社会の発展に対応した消費者教育の推進

第24回推進会議において、立上げを当面の間延期する旨の議決が得られた、高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育分科

会については、基本方針の「当面の重点事項」に掲げられた重要事項の一つである。直近の社会情勢、他の施策の策定状況・内容を勘案し、また、幅広く専門的知見を有する者の協力を得ながら、検討することとしたい。

【別紙1】第3期消費者教育推進会議 委員名簿

	青木 秀子	花王株式会社常勤監査役
◎	東 珠実	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
	飯 泉 嘉門	徳島県知事
	色 川 卓男	静岡大学教育学領域教授
	岩 本 諭	佐賀大学経済学部教授
	尾 上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会参与
	柿 沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	片 山 博子	前 松江市立本庄中学校校長
	齊 藤 秀樹	公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事
	坂 倉 忠夫	公益社団法人消費者関連専門家会議専務理事
	清 水 かほる	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
	鈴 木 佳子	群馬県教育委員会義務教育課長
	曾我部 多美	東村山市立回田小学校校長
○	千 葉 恵美子	大阪大学大学院高等司法研究科招聘教授
	出 口 貴美子	出口小児科医院院長
	永 沢 裕美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事
	中 村 新造	弁護士
	萩 原 康秋	相模原市市民局消費生活総合センター所長
	原 早苗	元 内閣府消費者委員会事務局長
	吉 國 眞一	前 金融広報中央委員会会長

以上20名(五十音順、敬称略)
◎は会長、○は会長代理
令和元年7月26日現在

【別紙2】第3期消費者教育推進会議 開催状況

日 程	審 議 事 項 等
平成 29 年 8 月 30 日	(第 19 回) ・開 会 ・会長選出等 ・今期の消費者教育推進会議の進め方について ・基本方針の見直しの進め方について
10 月 2 日	(第 20 回) ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直し骨子案について ・分科会の設置について ・学校における消費者教育の現状について（文部科学省より説明）
11 月 27 日	(第 21 回) ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案について
平成 30 年 2 月 28 日	(第 22 回) ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更（案）について ・消費者教育の推進に関する法律の施行状況について ・若年者の消費者教育分科会の進捗状況について ・今後の消費者教育の推進について（意見交換）
7 月 9 日	(第 23 回) ・実践的消費者教育教材の全国展開について ・若年者の消費者教育分科会取りまとめに係る報告について ・今後の消費者教育推進会議の進め方について
平成 31 年 1 月 21 日	(第 24 回) ・消費者の特性に配慮した体系的な消費者教育分科会（仮称）及び高度情報通信ネットワーク社会に対応した消費者教育分科会（仮称）の立上げについて ・若年者の消費者教育分科会の進捗状況について ・「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況について ・各省庁で実施する主要な施策について
令 和 元 年 7 月 26 日	(第 25 回) ・「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況について ・各分科会の取りまとめについて ・第 3 期消費者教育推進会議取りまとめについて